

平成 31 年 3 月 27 日  
地 域 医 療 課

平成 31 年度 練馬区災害医療運営連絡会の  
検討事項について（案）

1 平成 31 年度検討事項

(1) 災害時における医療救護班活動マニュアルの見直しについて

これまで歯科医療救護班、薬剤師班、柔道整復班の活動マニュアルを策定し、取組みの集大成として、医療救護班全体のマニュアルを作成する。30 年度から専門部会において、わかりやすくコンパクトな医療救護班をはじめとする四師会共通の内容のマニュアルとなるよう検討した。現時点のマニュアルを 30 年度で一旦完成させ運用し、31 年度も継続して見直しを図っていく。

(2) 救護所の備蓄医療資材および医薬品の見直しについて

OTC 薬品や代用薬品の発売等に伴い医薬品目の変更の必要性も生じてきているため、医療救護所に配備済みの備蓄資器材ならびに備蓄医薬品の見直し検討を 30 年度に 5 年ぶり開始した。そこで四師会メンバーで構成される備蓄医薬品等検討会を別途設けて、東京都の標準的配備資料等を参考に医師等医療関係者の意見に基づき種別や数量を再検討してきた。31 年度は、改定案を作成し、区災害医療コーディネーターや医薬品統括責任者等の意見をふまえて最終決定する。新たな配備は、32 年度を予定。

(3) 災害時における透析医療確保に関する行動指針の見直しについて

区内透析医療機関等の協力により、27 年度に災害時における人工透析患者の安全を確保するため、「災害時における透析医療確保に関する行動指針」（以下、「行動指針」という。）を策定した。策定から 3 年が経過し、協力関係機関の増減や区の地域防災計画の改定（29 年度末）があったことから、30 年度には、透析医療機関・透析患者搬送団体・透析患者会・区からなる透析医療の確保に関する連絡会において意見を集約した。31 年度は、これらの内容や意見を反映させ行動指針の一部を改定する。

## 2 平成 31 年度実施訓練（予定）

訓練	内容
医療救護所訓練（継続）	四師会や区職員が医療救護所の立ち上げや傷病者の処置、医療機関への搬送等を行う。 なお、10 か所の救護所訓練が一巡したため、訓練内容等の見直しも検討しながら実施する。
衛星携帯電話通信訓練（継続）	各医療機関の衛星携帯電話から、区の衛星携帯電話もしくは固定電話への通信訓練を実施する。
EMIS 訓練（継続）	区と災害時医療機関の間で、EMIS による情報入力および情報収集訓練を実施する。